

日 薬 業 発 第 500 号  
令 和 4 年 3 月 31 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和4年3月31日より、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用が開始されます。これにより、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、書面による提出を必要としてもものの一部については、電子申請を行うことが可能となりました。

本システムの活用に当たって必要となる手続きや、お問い合わせ窓口等について示されております。

また、本システムへのログインが可能となる時期等については、改めてお知らせがあるとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

・「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

(令和4年3月31日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡  
令和4年3月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月31日より、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用を開始します。これにより、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出を必要としていたものの一部については、電子申請を行うことが可能となります。

本システムの活用にあたって必要となる手続き等については、下記のとおりですので、別紙関係団体におかれては、ご了知いただくとともに、関係者に周知を図られますよう、お願い申し上げます。

なお、本システムへのログインが可能となる時期については、今後改めてお知らせすることを申し添えます。

記

- 保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出を必要としていたものの一部については、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」（以下「本システム」という。）の活用により、電子申請を行うことが可能となります。電子申請・届出が可能となる手続きの一覧は、後掲の厚生労働省ホームページの「1. システム概要」をご参照ください。
- 本システムの利用を希望する場合には、初期登録のため、事前に「利用開始届出」を提出していただく必要があります。「利用開始届出」の様式や記入要領については、後掲の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、以下の提出窓口あてに、提出をお願いします。

（提出窓口） h-insurance-apply@kits.nttdata.co.jp

○ 初期登録の完了後、本システムへのログインURL、ユーザID、初期パスワードの通知書を送付します。

なお、本システムへのログインが可能となる時期については、今後、改めてお示しします。

○ 本システムのサービス開始直後は、多数の保険医療機関等からの利用開始の申し込みが集中することが想定されます。利用開始の申し込みを考えている保険医療機関等におかれては、ユーザID・初期パスワードの到着まで時間を要することが見込まれます。あらかじめご了承ください。

○ 手続き等に当たり、ご不明点があれば、以下の問い合わせ窓口あてにご連絡ください。

(問い合わせ窓口) healthinsurance-help@kits.nttdata.co.jp

※ 営業時間：9時～17時（土・日・祝日及び年末年始を除く）

(参考) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryuhoken/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryuhoken/index_00002.html)